

A・デ・ヴィテイ・デ・マルコの財政理論

——その公共財生産理論を中心として——

西村正幸

はしがき

イタリア財政の古典理論の源流は十九世紀後期に活躍したエコノミステイ (Economisti) の著作に見出すことができるといわれる。イタリア財政の古典理論は、方法的に価値理論の原理を応用して、経済学的方法論を以て財政現象を説明せんとするものであった。殊に、M・パンタレオーニ (Matteo Pantaleoni, 1857—1924) や A・デ・ヴィテイ・デ・マルコ (Antonio De Viti De Marco) は限界効用理論を公共体活動に⁽¹⁾ 応用し、一般均衡論的方法にて国家財政殊に国庫の理論を展開したのである。

A・デ・ヴィテイ・デ・マルコは M・パンタレオーニや U・マッツォラ (Ugo Mazzola) 等と共に『エコノミスト誌』『Giornale degli Economisti』の編集者の一人として活躍し、あらゆる特権に反対し且つ自由の立場で公的活動をなした。就中、彼は個人の自由の権利に対するすべての干渉や議会制度に対する干渉に反対し、国家の良

心を喚起すべく努力して、常に自由にして民主的状态を強調した自由主義者であったといわれる。⁽²⁾そしてA・デ・ヴィティ・デ・マルコは多くの独創的見解を貨幣、価格、租税及び公債に関する論文⁽³⁾にて展開し、一九二八年に出版された著書『財政学の第一原理』⁽⁴⁾(I primi principii dell'economia finanziaria.) に於いて財政の純粹理論の体系的論述が試みられてゐるのである。

- (1) Wilhelm Gerloff und Fritz Neumark, Handbuch der Finanzwissenschaft, Erster Band. 1952. SS. 508-513. James M. Buchanan, Fiscal Theory and Political Economy. 1960. pp. 31, 38-39. 井藤半彌著『租税原則學説の構造』生茂 昭和十年 五一—一〇頁。同著者『財政学総論』昭和二十七年 七一—八頁。
- (2) A. De Viti De Marco, Grundlehren der Finanzwirtschaft. 1932. SS. XII—XIII, First Principles of Public Finance. 1936. Translated from the Italian by Edith Pavlo Marget. "Introduction" by Luigi Einaudi. pp. 20-21.
- (3) Moneta e prezzi. 1885, Il carattere storico dell'economia finanziaria. 1888, Saggi di economia e di finanza. 1898, La funzione della banca. 1898, Scienza delle finanze. 1923, I primi principii dell'economia finanziaria. 1928, Un trentennio di lotte politiche. 1930, Finanza straordinaria. 1932, Principii di economia finanziaria. 1934, Die Funktion der Bank. 1935 (A. De Viti De Marco, *op. cit.*, "Bibliography". pp. 431-434)
- (4) この著作は最初一八八六—八七七年に謄写した講義ノートとして公表され、一九二三年にはそれを印刷した。一九二八年には一冊の著書として「I primi principii dell'economia finanziaria」の表題で発行され、一九三二年には「Finanza straordinaria」をも加えられたのである。一九二八年版に於いては、特に租税の転嫁問題ではM・バンタレオーニの転嫁理論に対する分析的影響がみられるのである。(A. De Viti De Marco, a. a. O. SS. XVIII, *op. cit.* p. 29.)

—

財政現象は政治現象や経済現象の一連の相互関係に於いて把握せられる領域として、常に具体的且つ極めて複

雑な諸問題を呈するものである。A・デ・ヴィティ・デ・マルコは斯る財政現象や租税現象を考慮及び理解せずして歴史的現象、殊に戦争や革命等の歴史的事実を説明することはできないという。⁽¹⁾特に租税体系は代議員制政治所謂近代国家体制確立の下に於いて成立を見るものである。租税史上、租税特権に対する反対や租税の平等の問題が租税制度の中で常に課題とされたが、斯る論争は市民が自然法的平等・自由主義的経済人としての倫理観又は思想の啓蒙と共に、法の下に於いて平等であるという規定性に於いて具現化されたのである。即ち財政学は法律との関係が一層緊密になるのである。当時イタリア憲法にありては、法の下に於ける市民の所有権と身分の平等を保証しており、総ての市民は差別なく国家維持のために貢献し、租税は議院に依る同意と国王の裁下なくして査定又は徴収されたりされないということを規定しているのである。⁽²⁾

然し乍ら、財政現象の本質的解明に関して従来の方法論に満足できなかったU・マッツォラ、M・パンタレオーニ及びA・デ・ヴィティ・デ・マルコは、財政領域に於ける実際的内容による教義の情けない感情の交錯、哲學的且つ政治的話題の散漫な議論、法律書の解説や不完全な経済法の適用等について不満感を有していた。従って、彼等は抽象的理由と具体的議論の交錯、理論的概念と歴史的例証及び演繹的理由とその国家の法的事例による経験的実例に関して常に考慮したのである。⁽³⁾U・マッツォラに依れば個人の目的は存在しうるが、斯る個人の目的達成の為に他の目的即ちその目的遂行のための必要条件が必要とせられるのであり、この必要条件は集合的協同以外の方法では求め得られないものである。従って、個人は物質的目的と精神的目的の達成を望むが、一般的な国民防禦と福祉を根本的且つ直接的目的としては置かないのである。そしてこの個人の最終的目的を達成するためには国外又は国内の敵に対する安全なる条件を必要とし、そのために協同形態が必要とせられる。斯くて公

其の目的は人間の究極目的を達成するための条件的なものであり、政治的協同を通してのみ達成できるものである。この公共の目的を遂行するためには強制形態を採る政治的協同形態に於いてなされ、公共需要を充足するために公共財(öffentlichen Güter, public goods)が形成される。財政学は斯る観点から経済学とは相違せる自律的科学であると強調する⁽⁴⁾。このU・マッソオラの見解はE・ザックス(Emil Sax, 1885—1927)の個人主義的目的と集合主義的目的を対立要因として区別する仮定、殊に公共財の価格形成の問題について満足するものではなかったことに対して展開されているものと考えられるのであり、財政学が従来経済学的領域の問題として単に取扱われていたことは最早不可能であるという。即ち経済現象から自律的且つ異質的なものとして財政現象を論述且つ分析したことである⁽⁵⁾。M・バンタレオーニはW・S・ジェヴォンズ(William Stanley Jevons, 1835—1882)やL・ワルラス(Léon Walras, 1834—1910)等が限界効用理論的貨幣分配法則を明らかにしようとした基準を国家経費の分配問題に応用し、国家経費と租税収入との選択の問題に関して論述して、財政学の問題を展開したのである⁽⁶⁾。

A・デ・ヴィティ・デ・マルコは財政現象の必然的且つ本質的解明ができる方法は経済学であり、財政領域の国家行為は経済的資格を有するものであるとして、財政学の方法論に経済学の方法論を応用せしめるのである。私経済学は個人欲望(Individualbedürfnisse, individual wants)の充足に向けられる個人の諸活動を研究対象とする。私経済の生産的活動は個人欲望即ち未充足感情を取除くために経済財を獲得する行為であり、この経済行為は個人がその経済財を獲得し、それを消費した場合終息するものである。即ちこの活動は未充足を最少限に、つまり充足が最大限になるような経済活動を期待し、斯る支配的規定性即ち法則を研究するのが私経済学である。この私経済学的方法論を財政学に導入するとき、集合欲望(Kollektivbedürfnisse, collective wants)の設定から始める

のである。そして国家の経済的活動はこの集合欲望即ちすべての組織を構成しているところの個人に代つての未充足感から生ずるものである。しかもこの私経済にて生産される財は個人欲望の充足のために消費されることは無論のことであるが、集合欲望の充足のためにも消費せられるのである。⁽⁷⁾ 斯くして私経済学が個人欲望の充足のために経済財を生産し且つ消費することを研究対象とするのに対して、財政学は集合欲望の充足のために、経済財を利用して、公共財を生産し且つ消費することを研究対象とするのである。公共財の生産は経済学上の私的財所謂経済財の生産をなすための誘因と同じ動機である。この財政活動を規定するところの諸法則に言及するならば、社会集団の経済的活動を規定するところの諸法則から演繹できるのである。例えば個人の経済的行為が隣人に対して行なわれると同様に、その社会の成員にもなすことができる。即ち個人の利己心が他の人々と協調して社会集団に対しても行うことが可能であるということである。斯くして個人の犠牲によつては容易に達せざることを多数の人々による犠牲換言すれば協調することにより達成される場合を考慮する時、それは個人に代つて利他的動機の発展としての分野がある。財政学はこの分野を取扱うのである。従つて、個人の経済的行為に関する一般原則は財政活動の原則に適用できるのである。財政活動の一般原則について言及するならば、社会の成員は公共財が最少費用の法則により生産されるべきことを要求する。何故なら最少費用の原則は社会の成員の租税負担の最少要求と一致する。次に各市民は公共財の消費を最大にしようとする。即ち最大効用を達成しようとして企てられるということなのである。⁽⁸⁾

故に、財政学は価値理論の原理を私経済学から公共経済学へ導入し、国家の生産的活動に於いて生産されるべき公共サービス（*öffentlichen Leistungen, public services*）の選択、公共サービスの各々の額の決定、消費者間

の費用の分配等がその価値理論の原理即ち私的富の最少消費を以て集合欲望の最大充足に従ってなされるべき秩序を研究する。この最少費用でもって最大の効用を充足する原則は私経済学と財政学にありて共通的なものであり、これが両領域の類似性を有する所以である。従つて、A・デ・ヴィティ・デ・マルコは私経済学と財政学の両領域の体系に於いても、経済現象が私的財の生産及び消費理論の体系の中で把握せられることに対して、財政現象も公共財の生産及び消費理論の体系の中で把握せられるものであるとなすのである。

斯ゝる財政学と経済学との類似性に対して、両領域の異質性が指摘される。最初に、欲望概念と財概念の相違である。個人欲望と集合欲望、私的財と公共財の概念の問題については後述する。次に経済学と財政学の科学性に関する問題について、要訳すれば、経済学は経済的諸問題が特殊な原理を分離することによつておかれる抽象的科学であり、財政学は具体的科学である。即ち経済法則は歴史的又は政治的現実に於ける複雑な事情から抽象することにより求められるのに対して、財政法則は現実的現象に關して最後まで展開されるものである。科学はそれ自体行為の一定規則に關連してゐるのではなく、斯ゝる状態の下に於いて人々が一定の方法で行うべき根拠を確立することを探究するのである。科学は或る事実を客觀的に研究し、これらの事実と他の現象とを見極めようとし、生ずるべき他の現象と關連するかも知れない他の現象との關係する相關性を発見することによつて或る事実を明確にしようと探究するのである。財政学は先天的な優先性や政治行為の規則に従つてではなく、国家財政の現象を客觀的に研究するものである。更に財政学の研究は眞実に可能な限り接近すべく探索し、眞の現象を研究し、その現象を構成してゐる事実的要素をすべて考慮するのである。⁽⁹⁾

(1) A. De Viti De Marco, Grundlehren der Finanzwirtschaft. S. 1, First Principles of Public Finance. p. 33.

- (2) Italianischen Verfassung: Artikel 24, 25, 30, 31. A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 2., *op. cit.*, p. 34.
- (3) A. De Viti De Marco, a. a. O., Zur Einführung. S. XIV., *op. cit.*, Introduction. p. 22.
- (4) A. De Viti De Marco, a. a. O., Zur Einführung. SS. XIV-XV., *op. cit.*, Introduction. pp. 23-24.
- (5) Ugo Mazzola, I dati scientifici della finanza pubblica. Rom, 1890., Richard A. Musgrave and Alan T. Peacock, Classics in the theory of public finance. 1958. pp. 37-38.
- (6) Maffeo Pantaleoni, Contributo alla teoria del riparto delle spese pubbliche. 1883. R. A. Musgrave and A. T. Peacock, *op. cit.*, pp. 16-27. A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. XV-XVI., *op. cit.*, p. 24. James M. Buchanan, Fiscal Theory and Political Economy. 1960. p. 39.
- (7) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 2-3., *op. cit.*, pp. 34-35.
- (8) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 3-4., *op. cit.*, pp. 35-36.
- (9) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 4-5., *op. cit.*, pp. 36-37., Carattere teorico dell' economia finanziaria. 1888.

二

A・デ・ヴィティ・デ・マルコにありては財政現象の必然的且つ本質的解明方法を経済学的方法論に求め、兩領域の価値理論の原理的解釈や体系的把握の類似性、又原理的解釈の概念的差異を前提とする異質性を考察してきた。この後者の問題が財政学に於ける特質を形成せしむるものである。経済学は個人欲望を出発点とするのに對して財政学は集合欲望を出発点として展開せられる。この集合的概念所謂集合欲望の概念は共同社会の存在を前提とするものである。即ち人々が社会に於いて共に生きるという事実から生起するものである。人が孤立して生活を営む限りに於いては個人欲望のみが存在する。しかしこの人々がこの孤立状態から逃れて社会に生活する場合、孤立状態にては存在し得なかつたところの欲求が個人欲望に附加されるのである。例えば、個人は自己の

人格や財産が他の社会成員又は集団から受ける攻撃に対する防禦の欲求、経済的、倫理的及び政治的關係に基づいて結ばれている個々人間に生ずる問題を解決することを必要とする。斯る必要性が集合欲望を構成するのである。この集合欲望は個人に依つても感ぜられるが、この集団が恰も感情的組織であり、快樂や苦痛を感じる能力あるものではない。個人のみが苦痛や快樂を感じる事ができるものである。従つて、集団の欲望も個人にその本源が求められるものであるから、その知覚は個人欲望を基底とするであらう。一個人は隣人がその財産を欲することを恐れると同様に隣人もそのように感ずる。斯る一連の個人欲求は個人財産の盜難からの保護のため集合欲望に変えられるのである。個人欲望は人間が孤立状態に於いてその生活内に存するものであり、孤独である。こゝに至つて個人は盜難に対して自分の財産を保護する必要は生じないが、空腹や渇きに対してパンや水を要求するという個人欲望だけが残るのである。

集合欲望の第二の特質は、国内的且つ國際的社会組織を構成する集団間の利害關係による衝突から生ずるところのものである。従つて、国家はその集団間の対立する活動を規制し又共存を可能にするのである。斯る集合欲望の二つの基本的な特質に留意すれば、集合欲望と一般欲望(algemeinen Bedürfnis, general wants)との混同を避けることができる。一般欲望は社会集団を構成するところの総ての個人と同質のものである。即ち一般欲望は個人欲望の算術的合計である。つまりパンに対する個人的需要即ち各消費者により個別的に欲するパンの需要の算術的合計によつて一般欲望は計られるのである。集合欲望は利害關係の衝突から生ずることは明らかであり、総ての個々人に対して同質ではないのである。従つて、集合欲望は個人欲望の算術的合計によつては表わされない。それは正数又は負数の代数的總和によつてあらわされるのである。即ち或るサーヴィスの生産に対して感ず

るところの正数的需要と、他の人々がそのサーヴィスを達成するための妨害又その異なる効用の評価によって要求する人々のために相違する程度で感ぜられる負数的需要との代数的総和によってあらわされるのである。かゝる衝突は集合欲望の決定によって取除かれるのである。斯くして私経済学では各個人欲望とその個人的需要の充足との関係を取扱う。従って、総需要は個人的需要の算術的合計をもって示すのに対して、財政学では多数の集団の衝突せる評価の結果である集合欲望を取扱うのである。⁽²⁾

U・マツオラの見解がE・ザックスの欲望理論と相違することは既述の如くであるが、A・デ・ヴィテイ・デ・マルコの欲望理論はE・ザックスの個人主義的目的と集団主義的目的の区分による分析的前提と類似しているのである。E・ザックスは個人欲望との関係について目的を設定し、感情を有し且つ行動できうるのは国家たる抽象物ではなく、具体的に精神を有する個人なのである。従って、欲望主体は個人のみであり、国家は欲望の主体たり得ない。国家は集合欲望を充足する単なる機関であるとなすのである。個人は両欲望の範疇に属し、集合欲望は個人欲望をもってして解釈且認識できるものと考えるのである。結局、経済活動はこの欲望充足活動であり、財政現象も欲望(集合)充足であるという点に於いて経済現象と本質的に同一であるという個人主義的立場である。集合欲望は組織上に於ける形式的概念たるに過ぎず、全くの主観価値理論的見解を展開せるものである。⁽³⁾ A・デ・ヴィテイ・デ・マルコにありては個人主義的立場に於いて主観価値理論的分析を財政現象の本質的解明の出発点となしているが、集合欲望の個人への還元は認めないのである。即ち個人欲望の算術的合計は単なる個人欲望の概念に過ぎず、これを一般欲望というのである。他方、代数的合計であらわされる集合欲望は個人によっても感ぜられる。即ち個人欲望の量的把握に於いては一般欲望であり、それは経済学的領域にとどまるが、集合欲望は

これ等の範疇とは別の領域を形成しめるものである。⁽⁴⁾ 茲にA・デ・ヴィティ・デ・マルコの見解の中に経済組織上私経済組織と財政即ち公共経済組織の形成の萌芽が見られるのである。H・リツチュル(Hans Ritschl)は現代に於ける経済的組織を二元的経済組織と称し、共同経済としての国家経済と資本主義的自由市場経済の組織から成立していることを前提とする。国家の本質は交換社会ではなく、共同原理に基く共同社会の法的組織である。この国家は経済充足のための欲望主体であり、国家経済は共同欲望(Gemeinschaftsbedürfnis)の充足にある。共同社会の維持発展という国家目的から客観的な共同欲望が生じ、この共同欲望は共同社会によっても又個人の主観的感受も可能である。例えば厚生や教育は社会的に重要な個人欲望の充足に役立つものである。この種の欲望は共有的な共同欲望の充足に基づいて成立するのである。⁽⁵⁾ H・リツチュルの見解は欲望充足の原理から出発しながらも、E・ザックスの主観価値理論の見解にとどまることなく、寧ろA・ヴィティ・デ・マルコの見解の如く、個人欲望への還元的展開をみないのである。

斯様な集合欲望は社会に於ける人々にとっての緊急度合によりその規模を構成することができる。集合欲望の第一群は、国内の敵に対しての人命や財産の保護及び外敵からの国土の防禦に対する欲求である。集合欲望は社会生活の複雑さに伴うて拡大される傾向にあり、又それらの社会生活に於ける摩擦の原因が増大し、社会の成員間の利害の衝突が益々頻繁の度合を高めるにつれてその拡大の趨勢にある。即ち国家の活動は人命や財産の保護の他に、社会生活の摩擦や社会の成員間の利害関係の衝突についての調停の機能が加わるのである。

集合欲望の第二群は、本源的には個人欲望の範疇に於けるものであるが、社会で共同生活をなすという事実によって附加せられる範疇である。人間の健康は全く個人欲望であるが、社会に於ける共同生活上伝染病の危険が

ある場合、社会生活に及ぼす影響があるので、国家は伝染病の根源を予防することにより共同社会を保護するために介在する。ここに附加的な集合欲望の性格を有する。

集合欲望の第三群は、本源的には個人欲望であり、社会構成上に必要とされるものである。即ち生産者と消費者との間の依存関係は利害の衝突を生起させる。この衝突に対して国家が干渉する。例えば、個人が水を欲することに對して、その共同社会形態としての大都會でその水の供給者があらわれるが、この供給者は短期及び長期に亘って完全な独占者となる。従って、消費者としての個人と供給者としての企業の独占形態との間に起る衝突に對して、国家は直接の給水者や生産者としてではなく、それを保護する組織として干渉するといふのである。⁽⁶⁾

E・R・A・セリグマン(Edwin Robert Anderson Seligman, 1861—1939)は『財政学の社会理論』(The Social Theory of Fiscal Science. 1926.)にて国家の性格や欲望を分析している。あらゆる人間生活は個人と個人欲望に基づくものであり、個人欲望は個別的欲望と本源的欲望に区分され、それを充足することにある。然し乍ら、この個人行為には全く孤立した個人行為と社会的影響を受ける個人行為がある。従って、この個別的欲望は個人が社会に生活するという事実によって変化する。この社会化された欲望は複数欲望となり、ここに複人数の集合により集団が生ずるのであるから、それは社会的欲望となる。そしてこの複数行為は社会行為となる。この集団には個人の相互的欲望充足のための集団と交換関係では充足されない共同欲望充足のための集団がある。相互欲望は各自異なる目的を追求する他の個人の行為によって充足され、共同欲望は同一目的を追求する他の個人の行為によって補充されるものである。そして公共体即ち国家の特質に関して、第一には共同欲望(common wants)の基本的なものである生命・財産及び自由の保護があり、第二に一定地域内にすべてを包含する性質所謂普通性のもので

あり、最後に、結合所産としての強制力であるとなす。共同欲望は財政欲望(fiscal wants)といわれ、この共同欲望の分析によってのみ国家活動を考察する基礎に到達する。⁽⁷⁾ A・デ・ヴィテイ・デ・マルコの一般欲望概念は E・R・A・セリグマンの相互欲望概念に相当するものと考えられる。然して後者の見解にしたがえば、集合欲望は必ずしも公的集団の欲望ではない。それは多数人の結合的活動によって充足されるのであり、個別的欲望の対立概念ではない。即ち集合欲望は集団を構成する個別的欲望に過ぎないからである。A・デ・ヴィテイ・デ・マルコは個人主義的国家観に基づく集合欲望概念を展開したのに対して E・R・A・セリグマンは原子的社会観に基づく心理的な共同欲望概念を展開しているのであると考えられる。

(1) A. De Viti De Marco, Grundlehren der Finanzwirtschaft. SS. 5-6, First Principles of Public Finance. pp. 37-38.

(2) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 6, *op. cit.*, pp. 38-39. 安藤春夫著『財政学原理』一九五八年 九七—九八頁。井藤半彌著『租税原則學説の構造と生成』—租税政策原理—昭和十年 四三四—四三九頁。

(3) Emil Sax, Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft. 1887, Die Wertungstheorie der Steuer, Zeitschrift für Volkswirtschaft und Sozialpolitik, New Series Vol. IV, 1924. (The Valuation Theory of Taxation, Translated from German by Elizabeth Henderson, Richard A. Musgrave and Alan T. Peacock, Classics in the theory of public finance. 1958. pp. 177-189.) 井藤半彌著『前掲書』四九七—五〇二頁。安藤春夫著『前掲書』九四頁。永田清著『現代財政學の理論』昭和十二年 六一—九頁。齊藤悟郎稿『主観的価値論と財政学』—ザツクスに關説して—花戸龍藏博士古稀記念論集『財政學の課題』昭和三十七年 五六—五七一頁。

(4) 財政學說上「欲望—主観価値—論の見解を展開しようとする著者」 Friedrich von Wieser (1851-1926), Johan Gustav Knut Wicksell (1851-1926), Erik Robert Lindahl (1891-1960), Gustav Cassel (1866-1944) 著、*ibid.*

(5) Hans Ritschl, Gemeinwirtschaft und Kapitalistische Marktwirtschaft. 1931. SS. 32-34. (Communal economy

and market economy, Translated from German by Elizabeth Henderson, R. A. Musgrave and A. T. Peacock, *op. cit.*, pp. 233-241.) 永田清著『前掲書』三二二—三二六頁。井藤半彌著『前掲書』六〇四—六一五頁。木村元著『近代財政学総論』昭和三十四年 二七一—三〇頁。箕浦格良・西村正幸共著『財政学』一九六五年 一三四—一三八頁。

(6) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 7-8, *op. cit.*, pp. 40-41.

(7) Edwin Robert Anderson Seligman, The social theory of fiscal science. *Political Science Quarterly*, Vol. XLI, 1926. (Harold M. Groves, Viewpoints on Public Finance. 1950, pp. 2-5.) 永田清著『前掲書』一七一—四三頁。安藤春夫著『前掲書』九四—九六頁。

三

集合欲望を充足するところの活動主体は国家である。国家は一般経済学に於ける経済人(homo economicus)でもなく又自然人でもない。即ちそれは法人であり且つ政治体である。この政治体は共同社会全体の為に活動をなすものである。国家の諸活動の誘導的動機や欲望は、財政的利害関係に関する国家の計算構成に実際貢献しているところの個人や集団の動機や需要として生ずるところに存する。この理論的研究は可能な限り国家の計算をその構成要素であるところの個人や集団の経済計算に基準をおかねばならない。これは財政に於ける基本原理である。殊に一定時に一定領域にて行なわれる政治機構を考慮することは、欲望又個人及び集団の利害関係を国家の計算の中に考慮し又削除されるべきことを知るために必要なことなのである。⁽¹⁾

更に、A・デ・ヴィティ・デ・マルコは財政主体である国家に関して歴史上専制国家形態と民衆国家形態について分析している。専制国家に於ては君主又は支配階級が排他力を有し、法律や独占状態の下に排他力を用いるのである。専制国家に於ける財政は、公共財を生産する場合支配階級をしてその排他的且つ利害を高めるため

の選択や臣民階級への費用負担させる権力を附与せしめるところに展開されるのである。換言すれば、財政学上の私経済的独占と同様に、種々なる形態にて支配階級は独占価格(Monopolpreise, monopoly price)を形成させ、それを被支配階級は支払うのである。一般に独占価格はそれ自体競争価格や原価等に対する経済価格なのであるが、財政学上の独占価格とは経済学的領域とは異るところの「政治価格」(politischen Preise, political price)といわれている概念と同質のものであることに留意すべきである。⁽³⁾ 国家経費と租税の決定が支配階級の掌中にある独占(専制)国家の財政に於いて、公共サーヴィスの生産者はこのサーヴィスの消費者と同一ではないのである。従って、生産者は生産する商品に対しては独断的即ち固定した(独占)価格で販売することが可能であると同様に、公共サーヴィスの価格はその生産費用に加えて最大利潤を含むところの独占価格を形成するのである。⁽⁴⁾

他方、斯ゝる専制国家に於ける財政に対して、社会集団や政党の自由競争を通して各階級が権力を獲得し、共同社会の継続的統制下にあることを前提とする民衆国家に於ける財政がある。この財政形態は、純粹理論(Tränen Theorie, pure theory)として、典型的な自由競争状態にて実現されるのである。この自由競争の特質は常に多数の消費者集団に生産者集団を置換することである。つまり権力を有すると仮定する各社会集団や政党を前提とする民主状態では、共同社会に於ける集団に権力を附与し、公共サーヴィスの生産に於ける択一性や代理制の現象と殆んど同一である。この置換の概念から協同組合(Genossenschaftlichen, co-operative society)の概念に達する。協同組合は行政調節としての集団の択一性が迅速になされ、且つ統治すると同時に統治されるところの同一的な集団として考えられるものである。換言すれば、生産者と消費者の人的同一性が協同組合の本質的性格である。そしてこの協同経済的類型に類似しているところの社会として民主国家を考えるのである。民主国家ではその市

民が租税を支払い又公共サービスを消費するという即ち生産者と消費者との人的同一性を前提とするのである。そしてこの国家には最早支配階級の求める最大利潤を独占するための所謂独占価格は成立しないのである。⁽⁵⁾更に、民主国家では納税者（市民）が租税を票決するという原則に基づいて財政体系が確立されるのである。ここに民主国家に於ける財政は本質的に公共サービスを原価で供給するのである。この原理は民衆国家や協同国家にも適用される。⁽⁶⁾ A・デ・ヴィティ・デ・マルコの財政形態に於ける分析の重要な問題は、この民主国家の財政制度を前提とするところにある。⁽⁷⁾

斯くして、A・デ・ヴィティ・デ・マルコは独占的国家及び協同的国家の財政の基本原理を考察した後、民主国家の財政類型について論及する。無論、経済人の概念に立脚した利害計算を基礎とする意識的判断を仮定するエコノミステイの理論に対して財政上の決定は経済的決定とは異なり、政治的決定が集合的目標に應用できるものであるという見解もあつた。しかし、実際当時イタリアに於いて、ジェヴォンズの原則を予算に具体的に應用しており、理論的にも實際的にも彼等の財政理論は、一つの重要な示唆を与えたと考えられるのである。⁽⁸⁾更に、A・デ・ヴィティ・デ・マルコが財政学の研究方法に於いて二つの政治体制即ち専制政治体制と民衆国家政治体制の比較又はそれに立脚して財政現象の解明を試みたことも重要であり、これが財政の純粋理論に於ける研究の基本的なものなのである。そして財政現象を説明する場合、この独占的又は協同的国家の財政の組み合わせを考慮せねばならないのである。専制政治に於いても元首の意志以外に他の何等かの影響を受けるものであり、他方、民主政治に於いても統治階級が相対的独占の地位を有することもあるからである。専制政治に於ける独占状態では安静・泰平及び均衡を意味しないのである。それは支配階級が常に共同社会を犠牲にして国家の消費を最大限

増加するために政治的独占の地位を利己的に利用することにあるからである。斯かる制度に於いては市民の社会集団側の反発を買い、暴力的手段によって独占的企業の衰亡に導かれるところの争いを生起させる傾向を有する。やがて人民は民衆的組織により財政学上の政治的均衡点を求めようとするに至って民主国家に移行するのである。⁽⁹⁾

ここにA・デ・ヴィティ・デ・マルコはこの二元的—独占的国家と協同的国家—類型の構造的展開を通して財政現象の本質的分析を試み、又この協同(政治的には民主)国家の財政類型が必然的な歴史的段階であるとなして(10)いるのである。このことはイタリアの財政思想又は理論を考察する場合、極めて重要な特質を形成するのである。

(1) A. De Viti De Marco, *Grundlehren der Finanzwirtschaft*. SS. 8-9, *First Principles of Public Finance*. pp. 41-42.

(2) 「政治価格」の概念は限界効用学派に於ける財政学説において極めて重要なものであり、井藤半彌博士はM・パンタレオーニの「政治価格」について次の如く論述されている。『パンタレオーニによれば、価格には経済価格と政治価格の二種がある。とせられ、経済価格とはゼヴォンスのいわゆる「価値無差別の法則」、「一物一価の法則」の支配をうける場合の価格であって、買い手が同一の時効で等しい財にたいしてすべて等しい金額を支払う場合の価格である。政治価格とは等しい財に対して買い手が支払う金額が異なる場合の価格であって、その高は、経済のほかに政治・社会・倫理・人類・宗教・国民衛生・生理などの諸条件を基礎として「命令的」に決定される。パンタレオーニは財政を生産および交換の経済と解し、その生産品すなわち公共給付は主として政治価格にもとづいて売り渡され、経済価格によることは例外であると主張するのである。』(同著者『財政学総論』昭和三十七年 一一九頁)。

(3) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 9, note 1, *op. cit.*, p. 42.

(4) 「独占価格」が成立する国家形態は、歴史的には封建国家、絶対主義国家又寡頭政治の国家があり、財政的決定はそれぞれ支配階級にまかされてなされる。(A. De Viti De Marco, a. a. O., *Zur Einführung*. SS. XVI-XVII, *op. cit.*, Introduction, pp. 27-28.)

(5) A. De Viti De Marco, a. a. O., *Zur Einführung*. S. XVII, *op. cit.*, Introduction. p. 28.

(6) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 9-10, *op. cit.*, pp. 42-43.

A・デ・ヴィティ・デ・マルコの財政理論(西村)

- (7) J. M. ブキャナンによれば、A. デ・ヴィティ・デ・マルコは民主組織社会に於いて集合財とサーヴィス(collective goods and services)の生産者と消費者は両者共が決議機関集団に含まれているので同一であることを強く主張し、民主的選択過程の一人一票の理念は決定上普遍的関係を意味すると主張しており、更に、公共活動は極めて生産的であり且つ集合欲求(collective needs)を充足させることにあるが、この公共サーヴィスの生産は原価的であり、満足と費用とが比較される。この比較は財政計算(financial calculus)の基礎となるのであると強調してゐると論述するのである。(James M. Buchanan, *Fiscal Theory and Political Economy*. 1960. Introduction. p. 7, pp. 31-32.)
- (8) A. De Viti De Marco, a. a. O., *Zur Einführung*. SS. XV-XVI, *op. cit.*, Introduction. pp. 24-25.
- (9) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 10, *op. cit.*, pp. 43-44.
- (10) James M. Buchanan, *op. cit.*, pp. 34-35.

四

国家が集合欲望即ち共同社会の欲求を充足するために生産する財を公共サーヴィスというのであるが、公共サーヴィスは国家が財政活動を通して実現される具体的過程に於いて把握される概念である。そして具体的にはこの財は実際公共機関に於いて創造されるのである。斯かる公共サーヴィスの概念は集合欲望と一致するのである。しかもこの公共サーヴィスは一方では共同社会によって感受せられ、他方では国家によって生産されるものである。⁽¹⁾更に、A. デ・ヴィティ・デ・マルコは集合欲望が具現化されたものを財として把握するのであり、私経済学領域に於ける私的財に対応して財政学領域に於いては公共財又は公共サーヴィス(öffentlichen Gutes oder öffentlichen Leistung)を仮定する。⁽²⁾

集合欲望充足のための国家の干渉行為は公共財や公共サーヴィスの創造を生起することになる。国家は私企業

のすべてに取って代る必要はないのであって、或る方法による規制的干渉にて充分である。たとえ私経済の弊害を除去するために国家が干渉するといふことがあつても、国有化する必要はないのである。国家はその部分的干渉や完全な国有化によつて公共財や公共サービスやその満足を創出するのである。⁽²⁾

国家は集合欲望のすべてを充足するために予定された財の独占的生産者であり、他方私企業が個人欲望のすべてを充足するために予定された財の独占的生産者であるといった如く明確に区分する基準はないのである。即ち国家にありても個人欲望充足のために予定された財を生産することもあり、又私経済にありても集合欲望のために予定された財を創造する場合もあるのである。

集合欲望の分類に従つて公共サービスを考察するならば、第一は私経済に於ける基本的機能なるものが近代国家に引受けられたものであり、第二は道路建設・維持、郵政事業、義務教育等のサービス、第三は電信電話、鉄道、汽船航路等のサービスに分類される。⁽⁴⁾しかしA・デ・ヴィティ・デ・マルコは財政学体系の立場から、一般公共サービス (allgemeinen öffentlichen Leistungen, general public services) と特別公共サービス (besonderen öffentlichen Leistungen, special public services) に区分している。一般公共サービスは国防、司法行政及び道路維持等が属し私経済的交換関係は成立しないのである。特別公共サービスは郵政事業、電信電話事業等が属し、生産者としての国家と消費者としての市民との間に特別な関係即ち私経済的交換関係に於いて成立するものである。従つて、特別公共サービスは各個人に対する小売販売が可能とせられるのである。即ち生産者たるべき国家と消費者たるべき市民との間に価格関係が生起し、特別公共サービスの経済学的財の概念が形成されるのである。そしてこの価格は手数料 (Gebühr, fees) 形態にてあらわされ、典型的な例として郵便料金、電報料金、電話

料金等があげられる。

特別公共サービスの特質は、(一)この種のサービスの供給が技術的に販売単位に分割できねばならない、(二)この種のサービスは個人によって一定量需要されねばならないという点である。例えば、郵政事業にありては多くの販売単位即ち種目（手紙、葉書、新聞、荷物等）と重量段階等の方法にて分割せられ、又道路使用についても距離、利用物の種類、時間等により技術的に販売単位に分割できるのである。この分割単位に対する価格を料金で表現するのである。この種のサービスに対する個人欲望がその需要を形成し、国家が行うべき集合欲望まで高め、しかもこの継続的な需要はこのサービスの再生産の誘因となりて定期的に再生産され得る。ここにこの種の個人需要は公共サービスの遂行の結果として固定化するのである。

公共安寧のサービスは人命や財産の損害の危険性に対して組織化されるものである。この種の財は一般公共サービスの範疇に属するものであり、個別的又小売販売単位に分割することは不可能な公共財である。一般公共サービスには集合欲望の第一乃至第二群が相当する。そしてこの種のサービスは「租税」現象を出現させるのである。租税は国家が一般公共サービスの利用に対する交換として市民の所得から差引くところの額となすのである。⁽⁵⁾

斯くして、公共サービスは財の概念で把握されるのであり、財の価格が形成されることになる。財政学領域に於いて成立する価格は政治的決定を通して原価にて成立し、それは政治価格といわれるものである。然し乍らこの価格は交換関係又は非交換関係に於いて形成される相違がある。一般公共サービスは販売単位の非分割的性格より交換関係による価格は成立しないのである。特別公共サービスは販売単位の分割が可能であり、その

利用者との交換関係に於いて価格が成立する。これ等の価格は公共価格(öffentlichen Preis, public price)といわれ、私経済学範疇に於ける第三の価格形態なのである。私経済学範疇に於ける価格形態には競争価格、独占価格及び協同価格(Genossenschaftspreis, cooperative price)が挙げられるが、公共価格は協同価格と同じ性格を有するものである。協同価格は協同組合にて形成され、原価と独占価格とが相伴する。しかも協同組合はそれ自体独占状態であり、その成員には原価にて販売するものである。財政領域に於ける手数料は法律によって決定されるが、この手数料は協同価格から発達したものである。純粹理論に於いて協同価格と手数料は最少費用(原価)に等しい点で成立する。従つて、公共価格は生産費用に等しいか又それ以下引下げられて成立する。他面、国家は法的独占性を有するのであるから、公共価格(手数料)は可變的独占価格(potentieller Monopolpreis, potential monopoly price)ともいえるのである。⁽⁶⁾

(1) A. De Viti De Marco, Grundlehren der Finanzwirtschaft, S. 11, First principles of public Finance, p. 44.

(2) A・デ・ヴィテイ・デ・マルコの見解はE・ザックスの如く徹底した個人主義國家観に基づいていないように思われる。集合欲望を感じるのは個人のみで国家は感受しないというE・ザックスの見解に対して、A・デ・ヴィテイ・デ・マルコは公共サーヴィスは代数的合計の概念にて把握されるものであるから、その主体の共同社会によつても感受せられると論述する。E・ザックスによれば、集合欲望それ自体は目的であり、この目的を充足する手段が財であり、國家のサーヴィスは國家の目的であり、それ自体は財ではないと云ふ。(E. Sax, Die Wertungstheorie der Steuer, SS. 209-226. Richard A Musgrave and Alan T. Peacock, Classics in the theory of public finance. 1958, pp. 177-189. The Valuation Theory of Taxation, by Emil Sax. Translated from German by Elizabeth Henderson.) 井藤半彌著『租税原則學說の構造と生成』昭和十年 四九七—五〇四頁。

(3) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 11, *op. cit.*, p. 45.

(4) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 11-12, *op. cit.*, pp. 45-46.

- (5) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 40-42, *op. cit.*, pp. 78-80.
(6) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 42-44, *op. cit.*, pp. 81-82.

五

民衆国家又は協同国家(Volksstaat und genossenschaftliche Staat)にありては、総ての市民が国事の行政に関与し、公共サーヴィスの生産者でもあり、同時に消費者でもある。ここには専制国家の如き支配階級と被支配階級との対立感情はなく、寧ろ支配階級は被支配階級の利益を考慮するという原則によって国家を統治するのである。従つて、協同国家は公共財の生産としての企業形態即ち公企業(öffentlichen Unternehmung, public enterprise)として把握されるのである。即ち財政範疇に於ける活動行為は経済的観点よりすれば財の生産行為であり、ここに企業概念が形成される。⁽¹⁾私経済と公経済との生産的機能の分割を決定するのは最高利益の経済原則(Das wirtschaftliche Prinzip des höchsten Ertrags, the economic principle of maximum profit)である。私経済にありてはその限界が相対的の最大利益(relativ größten Ertrag, maximum comparative profit)にあり、公経済にありては絶対的の最大利益(absolut größten Ertrag, maximum absolute profit)にあるという差異があるとせられる。従つて、公企業は絶対的利益を実現するための総ての財の生産を割当るところの集合消費者の企業なのである。

財政範疇に於ける公企業の特質について、A・デ・ヴィティ・デ・マルコは一般原則である最少費用の原則との関係により論じている。第一の欲望の問題について、最少費用の原則は利害を最もよく調和させようとする社会の成員間の衝突により生ずるが、一般欲望に関しては同じことがいえない。即ち国防、司法行政及国内治安等の近

代国家の任務は、当該のサーヴィスの生産を私人に任せるか否かの問題はその費用が一層少いか又その支出が私企業でなされる水準で国家によってなされるという制約した場合に問題とせられるのである。第二・三の欲望に關して、その国家の支出については私企業と比較して最少費用の原則が決定的な要素となる。公企業と私企業間のサーヴィス量を計り、その費用について査定する場合、その結果私企業にて継続されるのがよいか又国家にてなされるがよいかが決定される。又この計算はその生産の独占的地位を占めるかどうかの判断になる。例えば国家が原価で販売するならば、原価は共同社会の利益のために私企業の独占価格を潰してしまふだろう。これは私的独占者が国家よりも一層よい生産者である場合でさえもそうであり、私的独占価格と公企業との間に相違がある限り、この相違が共同社会の利益のために、当該サーヴィスに対する価格を減少させるのである。国家が私的独占価格と同一価格で消費する市民に負担させるならば、その差異は国庫の利益となる。殊に、私的独占による剰余利潤が国家企業の巨額の費用を超えない場合でさえ、公企業は独占的地位を確立する。例えば、私的独占者が六〇の支出で一〇〇の純生産物を獲得し、国家では一〇〇の純生産物を得るために七〇を支出すると仮定すれば、国家は一〇の富を破壊する。しかし私的独占者の四〇の利得は独占的利益のみを形成するが、国家の三〇の利得は共同社会の総ての成員の間に分配されるのであるから、どちらを選ぶべきであるかの論議は必要でない⁽³⁾。

次に、国家が個人欲望を充足するために予定されている財を生産する場合、他の事情に変化がない限り、これ等の財は公企業から私企業へ移行するのである。この典型的な例は近代国家の政府財産の販売に見られるものである。即ち公企業より一層経済的に生産する限りに於いて集合欲望を充足するに予定した財の生産を特殊化しようとするものである。この決定は国家の不変的且つ先行的な生産機能によって限界線を描くことによりてなされ

るものではない。これは最少費用の原則によって両企業間の移動を決定する⁽⁴⁾。殊に、第二、三の欲望の場合は斯る限界決定方法に依存するのである。

財政学の特質を考察するにあたって、最大経済利益の原則が政治的干渉による妨害のないことを仮定したのであるが、しかし実際は政治要因(Politische Faktor, political factor)が極めて多くの影響を及ぼしている。政治要因は財政学の具体的現象の一部を演じており、それを考慮しない訳にはゆかないのである。M・パンタレオーニは財政学の政治的関与を強調して性格上政治的卓越即ち人間行為を卓越するところの国家当局による統制の事実であると論述している⁽⁵⁾。殊に旧体制の状態に於ける政府財産の管理の場合、政治要因が経済原則の効果に対して阻止的作用を及ぼすことを指摘することができる。それは政府財産が共同社会の経済的利益のため個人にそれを販売しようとする場合でさえも支配階級の政治的利益を得ようとするからである。近代国家に於いて斯かる観点はやや薄らいでいるとはいえ多少存在する。最大経済利益の原則に従えば、その財産の国民化は公企業が最も経済的であるべきである。この国民化の提案は先天的に利害がある資本の代理人によって反対され、労働の代理人によって賛成されようとする。従って国民化の行為は両代理人の政治力によって支配されることを考慮すれば、共同社会に有利な時期には実現されないか又不利な場合に実現されることもある。両者の場合、私企業に対しては高い価格を負担させ、公企業に対しては巨額の租税をもってその生産費を負担させるのが一般に共同社会である。この事実は国家経費の場合軍人や公共事業、官僚政治等の威圧によりても見られる。これらは不生産的支出といわれる。殊に、最大経済利益の原則から逸脱して政治要因によりて、納税者が公共サービスの生産のために支払う価格を騰貴さす場合、租税が増加されることになる。しかしこのことによって国家が財の一定範囲の生

産について特殊化しようとすることを変えるものではない。

然し乍ら、財政現象を全く政治要因からのみ取扱うことは誤りである。それは財の生産・交換及び消費の一般的組織の部分形成するからである。国家が私的財を購買しそれによって価格や経済均衡を維持するであろうが、この範疇は財政学の問題ではないのである。問題は国家が公共財に鉄や人的サービスを変形する場合に生ずる。ここにこの変形が経済的交換となる。即ち市民は私的財の変化による公共財を享受するための結果として租税を支払うのである。ここに生産者としての国家と消費者としての市民との交換形態が生起し、この交換は経済的均衡点をみつけるであろう。この均衡点は各納税者の予算に含まれているところの交換に依存している。⁽⁷⁾所謂市民は自己の総所得を公共財と私的財へ消費するに分配する点に均衡が保たれるからである。

公共財が私的財の生産、交換及び消費に対して如何なる影響を及ぼすか又この過程を通して一般経済の均衡要素となるかどうかについては、公共財の創造と私経済の私的財の生産と交換との均衡が、道路政策の是非、財産保護の効率的組織、自由経済政策か保護主義経済政策等によって相違するであろう。ここに方法的根拠として抽象的方法によって生起するものであっても公共問題と私経済問題とは分離されねばならないであろう。たとえ両領域に於ける生産物の提供が等しくとも、尚そこには国家安全や維持等のサービスが抽出され、財政学は特殊な範疇を形成する。しかし他面、財政学の現象は一般経済現象の必要部分を示しているのである。⁽⁸⁾

(1) G. モンテマルティーニ (Giovanni Montemartini) によれば、公企業は政治組織であり、或る財とサービスの購買によって完全な共同社会の関与にてなされる生産組織として定義されるのである。(G. Montemartini, *Le basi fondamentali di una scienza finanziaria pura*, 1900. Richard A. Musgrave and Alan T. Peacock, *Classics in the theory of public finance*, 1958, pp. 137-138.)

- (2) A. De Viti De Marco, *Grundlehren der Finanzwirtschaft*. SS. 12-13, *First Principles of Public Finance*. pp. 46-48.
- (3) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 13. Note. 7., *op. cit.*, p. 47. note. 1.
- (4) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 13-14., *op. cit.*, p. 48.
- (5) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 14-15., *op. cit.*, 48-50.
- (6) Charles Francis Bastable, *Public Finance*. 3rd edition. 1903. pp. 41-47, 144-146.
- (7) Maffeo Pantaleoni, *Contributo alla teoria del riparto delle spese pubbliche*, 1883. R. A. Musgrave and A. T. Peacock, *op. cit.*, pp. 16-27.
- (8) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 15-18., *op. cit.*, pp. 49-52.

六

A・デ・ヴィティ・デ・マルコの財政の純粹理論の基調は集合欲望を充足するための公共財の生産であった。この公共財の生産に関して国家は尨大な私的財を必要とするのである。斯ゝる財政理論の体系について財政活動と国家収入との関係を通して考察してみよう。

国家にありては公共財の生産に私的財を必要とする。即ち国家の固定資本又は流動資本を形成するか又変形せられるところの私的財を必要とする。例えば、道路港湾、鉄道、要塞、建造物、艦船、施設等は固定資本を必要とし、經常修繕、国庫支出、光熱、出版及び固定資本に対する俸給、賃銀、負債償還等の支出は流動資本を必要とするのである。⁽¹⁾ 企業の場合と同様にこの資本を国家は調達するのである。即ち、国家にとつても市民が租税として支払うところの私的財、換言すれば国家がこれらの私的財を變形するところの鉄鋼、建物及び勞務等の私的財

の総計を資本として把握するのである。これは年々所得を創造する本源的財産となるに相違ない。市民の消費のために公共財は年々生産される。従つて国家は年々資本を調達し、それを年々消費するという生産的循環を行なうのである。この収入と支出は国家予算に計上せられるのであり、ここに財政現象及び財政制度の基礎が確立するのである。⁽²⁾

斯くして、国家の財政資本 (finanzwirtschaftliche Kapital, financial capital) の調達と消費の計画は予算に計上せられ、議会の決定を得るのである。この収入と支出は經常と臨時 (ordentliche und außerordentliche, ordinary or extraordinary) とに区分される。この区分には二つの基準がある。その一つは會計的立場から經常収入と經常費は永久的原因から生起し且つ行政の正常過程に起因するところのものであり、他はすべて臨時的存在となす基準である。他は財政制度的立場から予算書の編成が行われる場合、連続することを基準として将来の財政期間に繰返し予定される収入と支出を經常といい、その期間に終了してしまふものを臨時となす基準である。然し乍ら、A・デ・ヴィティ・デ・マルコに依れば、會計的立場による基準は極めて莫然としており、又財政制度的立場にありても、予算上の項目が經常か臨時かに分類されるのは、支出に関係なく収入の特質や本源によりて決定され又収入に関係なく支出のそれ等によりて決定されるのである。しかし他面、量的観点からは兩者の關係を無視出来ないと指摘する。例えば、国家の世襲的収入は性格上經常収入なのであるが、それが臨時的に支出されても經常収入の本質を変えるものではない。又国家財産の売却による収入は臨時収入であるが、それがたとえ經常費に充てられてもその性質を変えることはない。司法行政、軍事・道路維持等の支出は經常的であるが、これは国家収入の一定限界内で維持せられるべきである。この限りに於いて經常費と經常収入とは一致するという均衡状態

をもつのである。他面、戦費調達のための市民財産に対する徴収は臨時的である。

従つて、財政資本の調達において「支出の範囲は収入の範囲に依存するのであつて、その逆ではない」という一般原則が適用される⁽⁴⁾。支出の決定が収入の決定に先行するという原則は国家の場合の例示として取扱われるが、この原則は単なる形式的に過ぎず、議会上の手續の便宜に基づいており、又統治する集団が支出を切りつめようとする納税者の阻止的且つ弱めようとする統制に利害をもつ国家では過大視や曲解されやすいのである。近代国家に於ける予算は市民の私的予算から引き出されるのであつて、市民が需要し、国家経費に同意する場合、その支出に一致する収入は市民の予算の中で決定しているからである⁽⁵⁾。ここに国家予算の決定に於いても一般原則によりてなされるのである。

予算の決定に際しての重要な要素である国家収入（*öffentlichen Einnahme, public revenue*）に関して論及しよう。經常収入には世襲的收入（*Einnahmen aus Patrimonialgütern, patrimonial revenue*）又は本源的収入（*Einnahmen aus ursprüngliche, original revenue*）と公課的收入（*Einnahmen aus Abgaben, levied revenue*）又は派生的収入（*Einnahmen aus abgeleitete, derived revenue*）とがある。世襲的收入とは国家が年々その世襲財産から得る所得であり、公課的收入は国家が年々公課手段によつて負担させる市民の所得の一部分である。この公課は手数料と租税とからなるのである。

この世襲的收入の基本である世襲財産は国家が所有し又統治するところの土地や企業財産から成り、それから所得が得られる。そしてすべて市民の財産権を規定する司法一般や価格の形成を統制するところの一般的経済法則に従うのである。更にこの世襲的收入が国庫に移されたときその世襲的性格は消失し、国家収入となる。これ

は公課の場合も同じ性格を有する。即ち市民が公課形態にて支払う場合の個人所得の一部も国庫へ移された瞬間国家収入となるのである。そしてこれ等の収入が国庫となつた時に国家の生産活動が始るのである。この本源的収入に関しては近代国家では二つの機能を有する。まず第一は国家財産の運用から生じ又土地財産や産業相互間から照応する収入を実現するために国家産業の運転から生ずるところの私経済的機能であり、第二は私的所得を公共サービスに置換する公経済的機能を有することである。⁽⁶⁾

次に、經常収入の基本形態はこの世襲財産から得られる所得からなるのであるが、この収入が再び得られるという効率的問題に言及する。まず公共財を経済的見地から支配財 (Dominalgutern, domain goods) と世襲財 (Patrimonialgutern, patrimonial goods) に区分ができるという。この区分の基準は私的財を公共財へ変形しようとする場合、国家により遂行される機能から生ずるものである。支配財は国家の生産活動の結果であり、公共財の一般的範疇の一部分に過ぎない。即ちそれは集合欲望を直接満足させるのである。換言すれば、経済学に於いて個人欲望を直接満足させる第一秩序財として分類すると同様に、財政に於いても集合欲望を直接満足させる第一秩序として支配財を考へるのである。世襲財は個人欲求を充足する限りに於いては直接財であるが、国家が世襲財を公共財へ変形する限りに於いては財政学見地からそれは手段財である。又支配財に關しても私人によつてそれが使用されるような場合、その伝達手段及び秩序維持機関が私的生産を援助するという資本形態として考へる限りそれは手段財となるのである。結局、支配財は、国家側からすれば第一秩序財であるが、個人側からすれば手段財となり、又国家側からすれば手段財であるところの国家の世襲財は私人側からすれば直接財となるのである。

法的分類によれば、支配財は国道、海岸、港湾、浜、河川、関門、城壁、水溝、防禦工事又は要塞の稜岸が属

し、譲渡ができないのに対して、その他の国家に属する財を世襲財産といい、法的にのみ譲渡ができるのである。⁽⁷⁾
 斯る公共財の分類に於いて、経済的見地からでは効用(Nutzen, utility)を基準とし、法的分類では物件(Sachen selbst, things)を基準とする。公共財を分類する場合、この物件を基準とした区分にすべて帰することはできない。そして各々の場合に於いて一定の財から得られる効用が公共財か私的財のいずれによるものであるかを見極めねばならないのである。そこで財を三つの範疇に区分するのである。その範疇の第一は私的に価値ある効用を得る財、第二の範疇は共同社会にとって重要である効用を得る財、第三の範疇は部分的に私人又は共同社会に対して重要である効用を得る財である。⁽⁸⁾

この公共財の経済理論による区分はその法的理論による区分とは必ずしも一致するものではないが、世襲財が生産的であり、支配財が不生産的であるという見解についての法的理論の若干の問題についても経済理論が役立つのである。共同社会全体からすれば世襲財・支配財のいづれも効用を創出する。前者は間接的効用を有し、後者は直接的効用を創出する。然し乍ら財の一方から他方への変形が経済的であるというならば、支配財(例えば道路)の限界効用(Grenznutzen, marginal utility)は変形せられた世襲財(例えば穀物)の限界効用よりも極めて大なる経済性を有するのである。又支配財は貨幣的価値が附与され得ないのに対して、世襲財はそれが附与せる点に相違があり、且つ支配財の非譲渡性や世襲財の譲渡性の問題は経済理論の限界内でも妥当であるといえる。事実支配財が集合欲望の充足に貢献している限り、国家行政上譲渡されようとはしないのである。しかし財政学上それが直接財の機能を喪失するならば、それは譲渡可能となり、この可変性は生産する財の方法の一つとなる。⁽⁹⁾

(1) Giovanni Montemartini, Le basi fondamentali di una scienza finanziaria pura. 1900. R. A. Musgrave and

- Peacock, Classics in the theory of public finance. 1958, p. 140.
- (5) A. De Viti De Marco, Grundlehren der Finanzwirtschaft. SS. 18-19, First Principles of Public Finance. pp. 53-54.
- (6) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 19, *op. cit.*, p. 54.
- (7) Maffeo Pantaleoni, Contributo alla teoria del riparto delle spese pubbliche, 1883. R. A. Musgrave and A. T. Peacock, Classics in the theory of public finance. pp. 18-19.
- (8) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 19-20, *op. cit.*, pp. 54-56.
- (9) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 20-21, *op. cit.*, pp. 56-57.
- (10) Codice Civile: Artikel: 426, 428, 430. (A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 21-22, *op. cit.*, p. 57.)
- (11) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 21-23, *op. cit.*, pp. 57-58. James M. Buchanan, Fiscal Theory and Political Economy. 1960. pp. 30-32.
- (12) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 23-24, *op. cit.*, pp. 58-60.

七

最後に国家収入体系及び形態の変遷について考察する。世襲財産から得る所得をもって經常収入とする世襲的財政(patrimoniale Finanzwirtschaft, patrimonial finance)の理論は、元首が主張した領主支配権や土地収入権を基礎とした世襲的収入によりて原則的に確立されていたが、近代国家の予算では歴史的過程を経て衰退していったのである。世襲的財政の典型的な形態は封建国家時代にまで逆のぼって考察する必要がある。ローマ地租や国家財産評価(römischen Grundsteuer, öffentlichen Zensus, Roman land-tax, public census)は封建国家時代に変形を始めた。その地租や国家財産評価を負担するところの自由保有地や完全私有地(Allodium)の持ち主は、その占有の安

全性が男爵、地主、王の役人等により威嚇された場合でさえ、その持主が封建的特権として土地を戻すであろうという理解にたつて、彼等の庇護を買戻すために悶着を起す人に自由地を販売されるようになる。斯くして国家財産評価は私的財産評価に変形せられるか又合併されてしまう。又修道院僧や司教、大公、伯爵等が王地の課税の徴収を王に取つて代り、領地に義務づける方法で封建貢物を合併するようになった。世襲的收入への土地財産に対する税の変形は、理論の発展として鉱山の開発、森林・牧場の使用、河川・道路の利用に干与される財政権へと拡張され、封建諸侯によって独占されていた一般産業へも拡張せられるに至つた。又漸次、世襲概念は個人活動のあらゆる形態を含めるようになった。そして個人活動を続けようと欲する人は土地の譲与とは別の承諾を与えられ、これに対して支払うようになる。斯ゝる変形の根柢には世襲財の販売が可能であるという経済的性格をみのがすことはできないであろう。換言すれば世襲的譲与に対して財産評価、公課、貢物、大君主に支払うべき賦課金を支払うのである。⁽¹⁾

然し乍ら、この段階ではこの財産評価・公課等の支払者が公共サーヴィスに対する申込の権利を有していないかつたし、反面、財産評価は単なる経費増加という根柢にては増加されないという特質をもつた。この事情は元首の個人予算と国家予算の分離がなく、しかも財政の硬直的性格を有するものであつた。従つて、世襲的收入は臣民階級の絶対的な経済的・政治的独立の地位に対して支配階級を置くという関係と増加する公課の危険に対して臣民階級を保護するという政治的關係にて成立していたのである。譲与された領地は政治体制の永続性や支配階級の絶対性・不変性を存続させるための政治的目的のためであつた。斯くして封建国家に於ける政治的体制擁護目的のための土地支配とその財政上に於ける世襲的收入の期待は両立し得ないものであつた。所謂その政治的限

界に於いて財政範疇の規定性が成立するものであった。⁽²⁾

この世襲的收入が元首の公的及び私的欲望を充足させるに充分でなくなった時、たちまち王国の予算は慢性的赤字状態を呈したのである。この赤字の原因は、元首の放漫な貧欲を満足させるための浪費により、他面、君主の不在地主制度や強奪のためや増産に当っている小作人の利益の欠乏によるところの収入の減少することによるものである。斯かる君主の浪費と世襲的收入の減少がもたらす財政硬化化による赤字を補填するために、下賜金又は補助金⁽³⁾(Hilfsgeldern und Unterstützungen, grants or subsidies)を用いた。この補助金の歴史は課税の歴史でもあった。この補助金の特質は調和するための国家経費をもつために、又君主の要求する議会の要請に合うためのものであった。所謂補助金は租税の本源であったし、臣民が市民になるための手段であった。つまりその補助金は臣民を財政事情に接触を多くさせることを元首に余儀なく強要することになる。臣民は補助金を要請して旧権や新しい特権を獲得するためにこれを利用した。⁽⁴⁾斯かる過程を経て課税は旧政治的独立関係を逆転させ近代政治体制へと転換させたのである。ここに世襲的收入に代って派生的収入が生じたのであり、世襲的財政は衰退し、王直轄地又領地の財産は国家の財産へと移行した。

そしてこの世襲財の販売の傾向は近代国家に於ける永続的であり、一般的事実である。この販売の動機は戦費調達や巨大な公共事業遂行のため、又負債償還のための予算上の例外的な困難にある。そしてこの現象は経済利潤の計算の自然的結果⁽⁵⁾にて説明する。そしていつでも国家財産の販売価格は一方では需要を提供するといわれる国の貯蓄額に依存し、他方供給の範囲にも依存している。従って、需要が一定で財の供給が市場へ多く出まわる場合、販売価格は下落する。そして国家は租税や公債の形態で吸収するのである。

斯くて、世襲的財政は衰退過程をとることになる。近代国家に於ける財政制度は課税制度に主として立脚し、課税は予算上の經常的・臨時的要求を満足させることが可能となるのである。従つて、国家の世襲財産の拡大を望むよりも市民の富を成長させる方が得策となる。そして財政政策の「原則」(“Norm” für die Finanzpolitik, “rule of financial policy”)として、近代国家は国家の生産機能が私経済の生産機能から分離する傾向にあるという一般原則に照応して、国家の世襲財を販売せねばならないということではなく、その販売の原因は一層少い生産的である場合の結果にある。

最後に、世襲的収入から公課的収入への移行は国家経費の増加を可能にした。即ち課税と国家経費との問題は、国王と人民との争いではなく、議会的主権に与えられるのであり、王の世襲財と土地は共同社会の利益のための公共サーヴィスの創造のために使用するところの議會行政下におかれるのである。租税は納税者の共同社会の代表者によって票決され、同じ納税者の共同社会に帰するところの財の生産に向けられるのである。租税は特権階級の利益のために消費されることなく、共同社会は公共財に変形してそれを成員自身に戻すのである。近代国家にありて、共同社会は議會の決定や監督を得て、公共サーヴィスの生産費用を最少限に止めようとし、経済的利益の観点から国民所得や個人所得が、一方では公共財の生産と消費に、他方では私的財の生産や消費に配分される割合によって決定されるのである。⁽⁶⁾

結局、A・デ・ヴィティ・デ・マルコは、総ての市民が国事に關する行政に關与し、公共サーヴィスの生産者は同時に消費者でもあり、公共財の生産費用がすべての市民により租税や手数料にて負担されるといふ近代国家の財政制度にて展開したのである。君主や支配階級の專制的支配と利益的独占による世襲的財政は崩壊し、生産

費用の負担を分割し、その執行権を委任した機関の執行以外に強制が加重されることなく、社会契約の遵守を基調とした自由主義経済観に基づき財政運営の効率の問題を限界効用理論の適用によって論及し、所謂財政の純粋理論を確立したのである。

- (1) A. De Viti De Marco, *Grundlehren der Finanzwirtschaft*. SS. 24-25, *First Principles of public Finance*. pp. 60-62.
- (2) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 25-26, *op. cit.*, pp. 62-63.
- (3) A. De Viti De Marco, a. a. O., S. 27, *op. cit.*, p. 63.
- (4) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 24-28, *op. cit.*, pp. 60-65.
- (5) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 28-29, *op. cit.*, pp. 65-66.
- (6) A. De Viti De Marco, a. a. O., SS. 29-32, *op. cit.*, pp. 66-70.